

新国民経済計算の体系

—国際連合の新しい国際基準—

昭和49年3月

経済企画庁経済研究所

国民所得部

16 参照)。この種の財貨サービスの生産額の評価は生産コストにより行なうべきである。

(3) 生産額から控除すべき販売収入

6.26 産業の販売収入は実際の生産を測定する上で常に適正な尺度とはなり得ない。すなわち販売収入には当該期間の生産を示さない要素が含まれるからである。

中古品、土地および無形資産

6.27 ここでは、中古品とスクラップ、土地と無形資産(たとえば金融的請求権、借地権、鉱業権、特許権など)に関する取引の場合について述べる。この種の場合はたいてい、当該取引から生ずる生産額(換言すれば、当該会計期間の財貨サービス供給に追加されるもの)はディラー・マージンおよびその他の移転費用に等しい。それは、当該項目の売り手の取引から生ずる純収入と買い手の取引に関するすべての支払いとの差に等しい。たいでいの場合、当該生産額に関する買手と売手の間に生じた諸費用については当該取引の項目から明らかであろう。このことについては、本報告書で後に検討することとなるがそこでは中古品とスクラップ、土地、金融的請求権およびその他の無形資産の取引を個別に考える。(6.53 および 6.82, 7.84, 6.87 および 6.109 参照)。

6.28 スクラップや廃品でも商品の生産過程で副産物として生じるもの(金属製品製造業の金属屑等)については他と区別して、その売買額全体を商品の生産額に含めるべきである。これらのスクラップおよび廃品の売買に加え中古品やスクラップの輸入額全体も当該会計期間における商品の供給に加える。

信用販売

6.29 信用販売される財貨もしくはサービスの代金には財貨サービスそのものの代金のほかに、信用販売に関する利子および手続、管理のためのサービス料が含まれる。たとえばこれは割賦販売の場合に共通な慣行である。

原則として、支払いを延期することに課せられ

る利子は財貨の売手の生産勘定に記入せず、所得支出勘定に記入すべきである。したがって、信用販売の付加料金が利子とサービス料からなっている場合には、これを 2 つの部分に分けて計上することが望ましい。しかしながら実際に付加料金をこのような方法で分割することが必ずしも可能であるとは限らない。もし这样的な分割が不可能な場合には、付加料金金額をサービス料に分類し、生産額に計上すべきである。

(4) 金融機関

6.30 販売金融会社、対個人金融会社、銀行および類似の金融仲介機関、保険会社、年金基金の場合の生産額はこれらの機関がその活動に対する対価として受領する収入額とけ等しくない

販売金融会社および対個人金融会社

6.31 販売金融会社、類似の金融会社が貸付に対して徴収する料金は、利子および貸付金の供与および集金のためのサービス料金からなる。この場合これら機関の生産額はサービス料金のみに限られるべきである。したがって料金全体をサービス料と利子に分割する必要があり、販売金融会社の受領する料金はこれら 2 つの要素に分けて別々に計上することが望ましい。またこの貸付けに関するサービス料金のみを生産額に計上すべきであるということは対個人金融会社の場合も同様である。

銀行および類似の金融仲介機関

6.32 商業銀行、貯蓄銀行、貯蓄貸付協会、その他類似の金融機関においては、サービス料金はその収入の小部分を占めるにすぎない。これら金融機関の活動はほとんどこれらの機関が受取る財産所得と支払う財産所得との差額によってまかなわれており、この場合の財産所得はほとんど利子收入で占められている。したがって、もし銀行および類似の金融仲介機関の取引を他の産業の取引と同様に取扱うならば、その営業余剰および多分付加価値自体もマイナスとなろう。

6.33 この変則的なことは、実際に支払われるサービス料のほかに帰属サービスを加えることにより

避けることができる。 帰属サービス料は原則として、銀行および類似の金融仲介機関がその預金をもとにした貸出およびその他の投資によって受領する財産所得から、これらの機関が保有する預金に対して支払う利息を差引いた額に等しいものとする。自己資金の投資から受取る財産所得は計算上帰属サービス料に含めるべきではないが、実際には受領したすべての財産所得を計上せざるを得ないであろう。

6.34 帰属サービス料はいろいろな理由から産業の中間消費として取扱うべきである。 銀行および類似の金融機関が行なう主要なサービスは、他の経済主体の貯蓄を産業に対する貸出しに振り向けることである。帰属サービス料を産業、一般政府、家計などに配分することはきわめて困難であるが、この困難は上記の方法をとることで回避することができる。しかも、帰属サービスの一部分を最終消費支出に充当することにより国内総生産および産業の営業余剰がふくらむことを避けることができる。またこの方法をとらない場合、サービス料および帰属利子を家計および一般政府の取引にそれぞれ計上する手間をかけねばならぬだろう。

帰属サービス料を産業の中間消費に計上することは、銀行および類似の機関の産業に対する貸付手数料を2つの要素——サービス料と純粋な利子——に分けたことに等しいとみることもできる。

6.35 ただ、帰属サービス料は各産業に配分することができないので、名目的な産業部門を設け、これをこの名目的産業の中間消費として取扱うことになる。この名目的な産業の負債の営業余剰あるいは全付加価値は当然のことながら帰属中間消費に等しい。所得・支出勘定においては、この名目的な取引単位は金融機関として分類されるべきである。この名目的な金融機関の負債の営業余剰は、銀行および類似の金融機関が実際に受領した財産所得から実際に支払った利子を差引いた額と対置されることになる。したがってこれら金融機関が支払った財産所得の帰属計算は行なわないですむ

ことになる。

保険および年金基金

6.36 事故、火災、その他の損害保険、生命保険、年金基金の保険料金には、保険のサービス料、保険リスクに対する支払いが含まれる。生命保険と年金基金の場合にはこのほかに貯蓄の要素が含まれる。したがって保険業について、その商品生産(提供された保険サービス)の総価額を確定するには、保険サービスに対する料金を他の保険料金の要素から分離する必要がある。

6.37 損害保険の場合、一定期間の保険のリスクに対する支払いは、同期間に支払った保険金に等しいと考えられる。したがってサービス料は保険会社が受領した保険料と支払った保険金の差額に一致する。このようにしてある年のサービス料額を計算すると、それは保険会社が保険料をきめる場合に想定したサービス料よりも多い場合もあるし、少ない場合もある。この相違は、損害保険会社が料金を設定した場合に想定した見込み(基準)保険金よりも実際に支払った保険金が少なかったか多かったかによって生ずる。すなわち、当該会計期間にかかる保険金に未払い分が含まれることもあれば、支払った保険料には次期以後にかかる前払いが含まれることもある。したがってこのようにして計算したサービス料は資本益や資本損および損害保険契約者の金融的請求権の要素を含むことになる。とはいっても、損害保険の生産額を当該会計期間における基準サービス料即ち、損害保険会社が保険料に含めている予想サービス料と同額に計算するのが適当だということではない。各国が、サービス料金を推計する場合に、どちらの方法をとるか即ち理想的方法からみて、どちらの偏りを選択するのが実際的であるのかを知るために必要な経験はまだ十分ではない。

6.38 生命保険の場合、サービス料は受領した保険料から支払った保険金と保険支払準備金の純増額の合計を差引き、これからさらに支払準備金について加入者に支払うべき利息を差引いた額に等し